

民泊事業を営業するみなさまへ

「特区民泊」「新法民泊」に規定する宿泊事業を営業する場合は 届出書の提出をお願いします

自宅の一部やマンションの空き室などを宿泊施設として提供する「民泊事業」は、**旅館業法に基づく旅館業**に該当し、水質汚濁防止法第2条第2項の特定施設に該当することになります。

現在、大阪市内においては、国家戦略地域特別法に基づく民泊事業が営まれておりますが、このたび、住宅宿泊事業法が平成29年6月16日公布され、平成30年6月15日から施行されます。当該新法に規定する民泊事業を営まれる場合につきましても、特区民泊と同様に、水質汚濁防止法第2条第2項の特定施設に該当し、同法に基づく届出書の提出が必要となります。

届出方法や対象区域についてご不明な点がございましたら、当該担当事務所までお問い合わせください。

特区民泊：国家戦略地域特別法に規定する国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業の用に供する宿泊施設

新法民泊：住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業の用に供する宿泊施設

届出が必要な要件

【1】対象となる施設

届出が必要な対象施設は、以下のとおりです。（水質汚濁防止法第5条第1項）

特定施設番号66の3 旅館業（旅館業法第2条第1項に規定するもの）の用に供する施設
であって、次に掲げるもの

イ ちゆう房施設 □ 洗濯施設 ハ 入浴施設

【2】対象となる事業場

作業排水又は雨水を公共用水域に排水する事業場

※大阪市では、主に雨水のみ公共用水域へ放流する**分流式下水道区域が対象**となります。

対象区域は裏面地図を参考にしてください。

【提出先・お問い合わせ先】

該当する事業場	担当の事務所
下水道へ作業排水を放流する事業場 (分流式下水道区域)	下水道河川部水環境課〔下水放流関係〕 〒536-0024 大阪市城東区中浜1丁目17番10号 東部方面管理事務所6階 TEL：6967-0981 FAX：6967-0982
公共用水域へ作業排水を放流する事業場 (河川放流区域)	下水道河川部水環境課〔河川放流関係〕 〒559-0034 大阪市住之江区南港北2丁目1番10号 ATCビル1TM棟6階 TEL：6615-7525 FAX：6615-7690



*届出用紙・届出の手引きは、建設局の
ホームページよりダウンロードできます→

大阪市 排水規制

検索

対象区域について

番号	処理区	分流区域
①	大野処理区	(西淀川区)中島 2 丁目区域
②	海老江処理区	(北区)淀川リバーサイド、(天満橋)OAP 区域
③	中浜処理区	(中央区)城見 OBP 区域
④	此花処理区	(此花区)舞洲 (北港白津・北港緑地)
⑤	市岡処理区	(港区)海岸通 2 丁目区域
⑥	住之江処理区	(住之江区)平林第 2、南港第 2 抽水所区域
⑦	千島処理区	(大正区)鶴浜臨港区域
⑧	津守処理区	阿倍野再開発区域
⑨	大和川下流西部流域関連	大和川以南区域

